

1. 障害者差別禁止法制に基づく市の施策について

- ① 本市の差別落書き事件等と相模原事件について、障害者市民やご家族、関係者の憤りや恐怖を少しでも払拭するために、市はどのように向き合い、何を為すべきか、また、事件の社会的背景をどのように考えるか。

2015年の市役所内での障がい者への差別落書き事件を受け、生涯学習の場や地域においてもっとできることがあるのではないか。

市内施設の安全対策等は十分か。

<答弁>

ただいまの中西議員さんのご質問に対しまして、ご答弁いたします。

神奈川県相模原市の県立津久井やまゆり園で発生した凄惨な事件発生から、3か月が過ぎました。最愛のご家族やご親族、ご友人を亡くされた方々のお気持ちを思うと、哀惜の念に堪えず、ここにあらためて、衷心より哀悼の意をささげます。また被害にあわれた全ての方々に、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い回復を願う次第です。

ご質問の、当該事件による障害者市民やご家族、関係者の憤りや恐怖を少しでも払拭するために、市はどのように向き合い、何を為すべきかについてですが、まずは障害当事者やご家族のケアについて、個別の状況に応じて、事業者や関係機関と連携し相談対応等を引き続き丁寧に行っていく必要があると考えます。

また、今回の事件については、我々も報道等でその内容を知るのみであり、安易に言及することは適切でないと考えますが、一般的には、社会における、障害者に対する偏見や差別意識、無理解があると考えており、それらの解消に向けて、市としても、啓発や施策の継続した取り組みが必要であると認識しています。

次に、本市での差別落書き事件を受けて、生涯学習の場や地域においてできることについてですが、平成27年1月に、本市で障害者に対する差別落書きが発生しました。本市では、平成5年に「箕面市人権宣言」を採択、平成15年には「箕面市人権のまち条例」の制定し、人権文化の根づいた社会の実現に向け、人権尊重の視点をもって各種施策に取り組んできました。中でも、人権に対する理解を深めるた

め、毎年 12 月に全市的な取組みとして「みのお市民人権フォーラム」が開催されており、今年で 31 回目を迎えます。

しかし、残念なことに、人の心を傷つけ、人権を踏みにじる差別事象が発生している事実があります。

一人ひとりが人権を尊重し、誰もが安心して生活できるまちをつくるため、様々な人権課題の解決に向けて、生涯学習の場や地域での取組みを含め、今後も市民とともに取組みを進めていきたいと考えます。

次に、市内施設の安全対策等についてですが、事件後、国や府からの通知に基づき、市内の各施設や事業所に対し、注意喚起や更なる防犯対策の強化を依頼しました。

それを受けて、例えば、9 月には、市立障害者自立支援センターあかつき園・ワークセンターささゆり及び市立障害者福祉センターささゆり園のそれぞれで、指定管理者である社会福祉法人あかつき福祉会により、箕面警察署の指導のもと、防犯訓練を実施しました。

今後も、引き続き事業者や関係機関と連携して、より効果的な安全対策等の研究を進めます。

以上でございます。

【再質問】

先進市に学び、まだまだやれること、取り組めることがたくさんあるのではないかと。

<答弁>

先進市に学び、やれること、取り組めることについてご答弁いたします。

本市ではこれまでも、「箕面市障害者市民施策推進協議会」において、障害者差別の解消に限らず、障害者施策全般について様々なご意見をいただき、議論し、取組みを進めてきました。

昨年度には、箕面市障害者市民施策推進協議会の「障害者差別解消法に関する部会」を 4 回開催し、障害者団体や障害当事者のかた等のご協力により、障害を理由とした差別と思われる 90 件の具体事例を集約し、それぞれについて議論したところです。なお、集約した事例は、プライバシーに十分な配慮をした上で、差別解消の啓発に活用するための作業を進めているところです。

今後も、障害当事者、障害者団体、箕面市障害者市民施策推進協議会等のご意見や先進市の事例を踏まえ、障害者差別の解消に向けた取組みを進めてまいります。
以上でございます。

② 「障害者差別解消支援地域協議会」の設置について、どのように検討しているか。

<答弁>

「障害者差別解消支援地域協議会の設置」について、ご答弁いたします。

今年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第 17 条第 1 項で、国及び地方公共団体の機関は、障害を理由とする差別の相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組みを効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することができるかとされています。

本市においては、平成 8 年度に当事者や関係団体の代表者等で構成する「箕面市障害者市民施策推進協議会」を、平成 27 年度には、同協議会に「障害者差別解消法に関する部会」を設置し、法律の施行に向けた準備作業を進めてきたところです。

その中で、法に定める障害者差別解消支援地域協議会の設置についても議論が行われ、これまでも障害児者に対する差別事象や差別の解消に向けた施策の在り方等を議論してきた箕面市障害者市民施策推進協議会がその役割・機能を担うこととし、当分の間、新たに障害者差別解消支援地域協議会は設置しないこととしたものです。

以上でございます。

【再質問】

「障害者差別解消支援地域協議会」の設置について、障害者に身近な地域で、地域特性を踏まえた取組みが行えるように検討すべき。当分の間、協議会を設置しないことは、いつの会議でどのような意見が交わされたのか。

<答弁>

「障害者差別解消支援地域協議会」の設置、箕面市障害者市民施策推進協議会から出された課題の対処についてご答弁いたします。

地域協議会の組織形態は、内閣府の手引きにおいて「特別な決まりはない。都道府県や市町村の規模によって異なり、地域の実情に応じてさまざま。既存の会議体に地域協議会の機能を付加する方法もある。」とされているところです。

「障害者差別解消支援地域協議会」の設置については、昨年度の「障害者差別解消法に関する部会」でも議論し、これまでも箕面市障害者市民施策推進協議会において、障害児者に対する差別事象の情報共有や差別の解消に向けた施策の在り方等についても議論してきていることから、当分の間は、「障害者差別解消支援地域協議会」の役割・機能を「障害者差別解消法に関する部会」が担うこととしたものです。

今後、必要に応じて、箕面市障害者市民施策推進協議会において「障害者差別解消支援地域協議会」のあり方を検討して参ります。

なお、箕面市障害者市民施策推進協議会において障害者差別の解消に向けたご意見、ご指摘などについては、他の課題と同様、同協議会と十分に議論を行い、対応を図ってまいります。

以上でございます。

- ③ 成年後見人制度の被後見人や被保佐人になった場合、成年被後見人もしくは被保佐人の審判を受けた場合、一律的に働く資格を失うのは、不適切である。兵庫県明石市では、欠格条項の適用を回避できるよう、市独自の条例を施行した。箕面市も障がい者の自立や社会参加を支援するために、条例制定を検討していくべきではないか、市の考えを伺う。

<答弁>

「障害者差別禁止法制に基づく市の施策」についてのお尋ねのうち、「地方公務員欠格条項の見直し」について、ご答弁いたします。

地方公務員法第16条は、職員の欠格条項を定めるものですが、とりわけ、「成年被後見人又は被保佐人」につきましても、自己の財産について自らの判断だけで処分などをする能力がなく、これらの者に公務の遂行を委ねることはできないという趣旨から規定されているものと推察されます。

欠格条項の特例つきましても、地方自治を尊重する趣旨に基づき、地域の特色に

応じて自主的に独自の判断で認めうるものと考えますが、欠格条項や失職といったきわめて限定的かつ客観的な身分の取扱いに対して特例を定める必要性や、欠格条項として、合理的かつ客観的に公務にふさわしくないものを限定的に列記されていることなどから、現段階では、同法第16条第1号の規定を厳格に運用すべきものと考えます。

なお、近隣市の失職事案につきましては、現在係争中であり、本市としてもその動向を見守っています。

以上でございます。